



2026年6月24日

各 位

会社名 全保連株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長執行役員 茨木 英彦
(コード番号: 5845東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画部部长 長瀬 雅史
電話番号 050-3124-6500

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月15日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 106,249株
(3) 処分価額	1株につき995円
(4) 処分総額	105,717,755円
(5) 処分先	当社の社内取締役*（監査等委員である取締役を除く） 6名 94,913株 当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く） 1名 1,447株 当社の監査等委員である取締役 3名 4,663株 当社の執行役員 4名 5,226株

※社外取締役以外の取締役を、便宜上「社内取締役」といいます。）

2. 処分の目的および理由

当社は、2024年6月27日開催の当社第23回定時株主総会において、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める目的の下、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をいただきました。

そして当社は、2026年6月24日開催の当社第25回定時株主総会において、本制度に係る当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額を年額111,000千円以内（うち社外取締役分年額3,000千円以内）として設定すること、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額を年額9,000千円以内として設定すること等につき、ご承認をいただきました。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限は122,952株（うち社外取締役への割当てとして3,323株）とすること、監査等委員である取締役に対して各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限は9,969株とすること等につき、ご承認をいただきました。

当該ご承認を踏まえ、本日、当社取締役会において、当社の取締役について、当社第25回定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第26回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役3名に対し、金銭報酬債権合計100,517,885円を支給し、当該割当予定先が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式101,023株を割り当てることを決議いたしました。また、当該決議と併せて、当社取締役会は、当社の執行役員についても、当社第26期事業年度（2026年4月1日～2027年3月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である執行役員4名に対し、金銭報酬債権合計5,199,870円を支給し、当該割当

予定先が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式5,226株を割り当てることを決議いたしました（以下、割当予定先を総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち社内取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員については「割当対象者Ⅰ」、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役については「割当対象者Ⅱ」といいます。）。

各割当対象者に対する金銭報酬債権の具体的な報酬額は、上記金銭報酬債権総額の範囲内において、取締役会の委任を受けた代表取締役会長兼社長執行役員が当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

【譲渡制限付株式Ⅰ】

① 譲渡制限期間

2026年7月15日～2029年7月14日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）において、割当対象者Ⅰは、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者Ⅰが当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日）までに当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅰが、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者Ⅰが当社の執行役員の場合には、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日）まで継続して、当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰが満了する前に当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2026年7月（割当対象者Ⅰが当社の執行役員の場合には、2026年4月）から割当対象者Ⅰが当社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

当対象者Ⅰは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰを当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承

認められた場合には、当社取締役会決議により、2026年7月（割当対象者Ⅰが当社の執行役員の場合には、2026年4月）から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものいたします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

① 譲渡制限期間

2026年7月15日～割当対象者Ⅱが当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役を退任する日（ただし、当該退任の日が2027年6月30日以前の日である場合には、2027年7月1日）までの間上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」といいます。）において、割当対象者Ⅱは、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）もしくは監査等委員である取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役を退任した場合には、2026年7月から割当対象者Ⅱが当社の社外取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者Ⅱは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点Ⅱより前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」といいます。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅱが当社の社外取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱに

つき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月23日）東京証券取引所における当社の普通株式の終値である995円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上